平成21年度

町税のあらまし

町税は、福祉や教育、道路の建設など、町民の快適な生活をつくるうえで重要な財源であり、みなさまの大切な財産です。ここでは、平成21年度の町税の収納状況などについてお知らせします。

平成21年度の町税の調定額は4億6693万円で、実際に納められたのは、そのうち66・2％の、3億898万円となりました。収納できなかった額は1億795万円となりました。

税目別に収納率を見ると、町民税93・5％、固定資産税47・7％、そして軽自動車税82・0％となっています。

また、与論町の町税の収納率は、大島郡島内12市町村と比較すると、一番低い結果となりました。

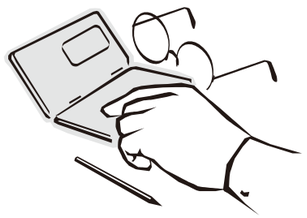

■平成21年度 町税の収納内訳

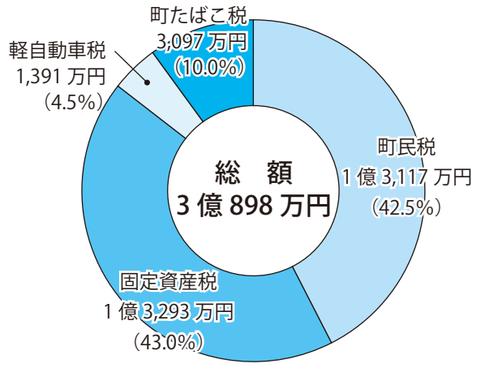

■調定額と収納額の比較（町税全体）

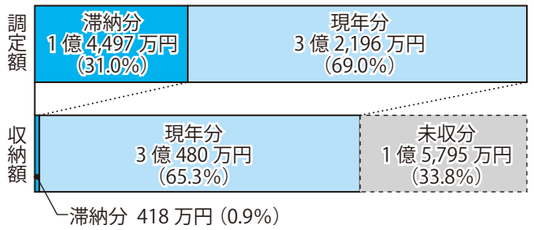

■平成21年度 決算における町税の収納状況

科目		調定額（円）	収入額（円）	未収額（円）	徴収率
町民税（個人＋法人）	現年課税分	1億3,186万	1億2,974万	212万	98.4%
	滞納繰越分	845万	143万	703万	16.9%
	合　計	1億4,031万	1億3,117万	915万	93.5%
固定資産税（交付金含む）	現年課税分	1億4,524万	1億3,055万	1,470万	89.9%
	滞納繰越分	1億3,343万	238万	1億3,105万	1.8%
	合　計	2億7,867万	1億3,293万	1億4,575万	47.7%
軽自動車税	現年課税分	1,388万	1,354万	34万	97.6%
	滞納繰越分	309万	37万	271万	12.1%
	合　計	1,697万	1,391万	305万	82.0％
町たばこ税	合　計	3,097万	3,097万	0	100%
全　体	現年課税分	3億2,196万	3億480万	1,716万	94.7%
	滞納繰越分	1億4,497万	418万	1億4,079万	2.9%
	合　計	4億6,693万	3億898万	1億5,795万	66.2%
国民健康保険税	現年課税分	1億8,035万	1億6,684万	1,351万	92.5%
	滞納繰越分	5,703万	601万	5,102万	10.5%
	合　計	2億3,738万	1億7,285万	6,453万	72.8%

※町たばこ税の滞納繰越分はありません。

■市町村税収納率の比較

奄美市	91.4%	瀬戸内町	86.2%	伊仙町	84.1%	郡全体	87.8%
龍郷町	91.5%	喜界町	92.3%	和泊町	90.1%		
大和村	92.0%	徳之島町	82.3%	知名町	89.4%	県全体	91.6%
宇検村	95.0%	天城町	79.5%	与論町	66.2%		

■町税の種類と対象など

	町民税		固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税
	個人町民税	法人町民税			
課税の対象となる方	①その年の1月1日現在、与論町に住所を有する方 ②①以外で、町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する方	①与論町内に事務所又は事業所がある法人 ②①以外で、町内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設がある法人	毎年1月1日（賦課期日）現在、町内に所在する土地、家屋、償却資産の所有者。 ※所有者として登録されている方が、賦課期日前に死亡した場合等には、1月1日現在で現に所有している方が納税義務者となります。	毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方	国民健康保険に加入されている方が課税の対象で，世帯主が納税義務者となります。
課税の方法・税率など	前年の所得に応じて賦課される「所得割」と、均等に課税される「均等割」を併せて納付します。	資本金等と従業員数に応じて課税される「均等割」と法人税額を基礎として課税される「法人税割額」があります。	税額は、固定資産課税台帳に登録されている課税標準額に 1.4%を乗じて得た額です。 ★家屋の滅失等は早めの届出を！！	車種に応じて1,000円から7,200円まで税額が決められています。 ★廃車等は早めの届出を！！	前年の世帯員総所得に応じて賦課される所得割に、均等割と平等割を加算して課税されます。

町税の自主納付と滞納について

■自主納付

定められた納期限までに自主的に納税することをいいます。

■町税の滞納

定められた納期限までに納税しないことをいいます。滞納になると、督促状により納税をうながすことになります。督促料が加算されます。

■滞納処分

滞納したままでいますと、滞納している方の財産（給料、預貯金、生命保険、不動産、動産等）を差押えし、公売するなどの滞納処分を行うことになります。与論町では、県の「特別滞納整理班」と連携（特別滞納整理班の県職員を与論町の職員（徴税吏員）として併任）し、「納税されている方との不公平を無くす」ことや「大切な町税を確保する」ため、滞納処分を強化していきます。

また、滞納していますと町からの補助金等が受けられない場合があります。

町税の減免と納税の猶予について

■町税の減免

納税義務者が次の要件に該当する場合は、申請に基づいて町税が減免されることがあります。

【個人町民税】

生活扶助などを受けている場合、災害を受けた場合、学生・生徒の場合

【固定資産税】

生活扶助などを受けている場合、災害を受けた場合

【軽自動車税】

・障害のある方又はその家族が所有する車で、障害のある方自身が運転する場合、又はその家族がその障害のある方のために運転する場合

・障害のある方のみの世帯において障害のある方が所有する車で、障害のある方を常時介護している人が運転している場合

■納税の猶予

次のような事情により納付が困難なときは、申請に基づいて納める納期を遅らせたり分割して納付したりすることができる場合があります。

・災害や盗難にあったとき

・本人や家族が病気にかかったり負傷したとき

・事業を廃止したときや失業したとき

・その事業について著しい損失を受けたとき

・以上の事実に類する事情があるとき

～町税を有効に活用するため納期限内の納税にご協力をお願いします！～

納税を含めて税に関するご相談は、税務課にて。
お気軽にご相談ください！

与論町役場 税務課
TEL：97-3111（内線23・24）